		の電子調書）及び同規則第十一条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書
	電子調書について	調書について
第百四十七条	（書証の申出等）第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで（	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）（書証の申出等、
	の規定	及び民事再生規則第十一条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等	提出等）並びに民事再生規則第十一条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書
	読み替える	、民事再生規則第十一条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十一条の十一において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える